

由利本荘市有料指定ごみ袋取扱店の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市有料指定ごみ袋取扱店の指定及び由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例（平成17年由利本荘市条例第157号。以下「条例」という。）第31条第1項第3号に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収並びに同条例第31条の2第1項に規定する指定ごみ袋の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 指定ごみ袋 由利本荘市ごみの有料化事業実施要綱（以下「有料化実施要綱」という。）第6条に規定するごみ袋をいう。
- (2) 手数料 条例第31条第1項第3号に規定する一般廃棄物処理手数料をいう。
- (3) 取扱店 指定ごみ袋を市に代わって交付し、手数料を徴収する者をいう。
- (4) 徴収業務 手数料を徴収する業務をいう。
- (5) 交付業務 指定ごみ袋を交付する業務をいう。
- (6) 委託業務 徴収業務及び交付業務、また由利本荘市ごみ処理手数料徴収業務等実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する業務をいう。

(取扱店の指定)

第3条 委託業務を受けようとする者は、市長より取扱店の指定を受けなければならない。

2 前項に規定する取扱店の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 由利本荘市及び同市に隣接する地域に店舗等を有し、原則指定ごみ袋を市民に販売する者であること。
- (2) 取扱店の指定後1年以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3) 市税の滞納及びその他、市に対する債務の履行を怠っていないこと。
- (4) 委託業務を適正に行うことができること。
- (5) その他特に市長が必要と認める事項。

(取扱店の申請)

第4条 申請者は、由利本荘市指定ごみ袋取扱店指定申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 印鑑証明書（個人事業者の場合）
- (3) 定款及び登記簿謄本（法人の場合）
- (4) 所在地見取図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請により取扱店を指定したときは、申請者に対し由利本荘市指定ごみ袋取扱店指定通知書（様式第2号）を通知し、その旨を告示するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定した取扱店と由利本荘市一般廃棄物処理手数料徴収業務等委託契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(取扱店の責務)

第5条 取扱店は、委託業務を適正に遂行するため、この要綱に定めるもののほか、由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例並びに実施要領、その他関係法令を遵守しなければならない。

(取扱委託料)

第6条 市長は、取扱店に対し、次のとおり取扱委託料を支払うものとする。
ただし、消費税課税事業者の場合は、その金額に消費税を加えた金額を支払うものとする。

区 分		委託料
可燃ごみ袋 不燃ごみ袋	(大) 45ℓ	1枚につき、3.0円(税込額3.3円)
	(小) 25ℓ	1枚につき、2.0円(税込額2.2円)
	(ミ) 15ℓ	1枚につき、1.2円(税込額1.32円)
資源ごみ袋	(大) 45ℓ	1枚につき、2.0円(税込額2.2円)
	(小) 25ℓ	1枚につき、1.3円(税込額1.43円)
	(ミ) 15ℓ	1枚につき、1.0円(税込額1.1円)

(指定期間)

第7条 取扱店の指定期間は、契約締結日から締結日を含む当該年度の3月31日までとする。
ただし、指定期間中に取扱店より指定廃止の申し入れがない場合は、指定期間を1年度毎に自動更新するものとする。

(届出等の義務)

第8条 取扱店は、指定期間中において、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに由利本荘市指定ごみ袋取扱店指定申請事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
2 指定ごみ袋の管理に関して、火災、盗難など事故に遇った場合は、速やかに報告しなければならない。

(指定の廃止)

第9条 取扱店の指定を終了する場合は、由利本荘市指定ごみ袋取扱店指定廃止申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
2 指定の廃止に伴い生ずる保管在庫品については、実施要領に従い精算するものとする。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指定を取り消すことができる。
(1) 第3条に規定する資格要件を著しく欠いたとき。
(2) 申請内容に虚偽があったとき。
(3) 手数料の徴収業務等に関し、著しく信用を失う行為があったとき。
(4) その他市長が必要と認めたとき。
2 市長は、取扱店の指定を取り消したときは、取消事由を付して由利本荘市指定ごみ袋取扱店指定取消通知書(様式第5号)により通知するとともに、契約を解除する。
3 指定の取り消しを受けた取扱店は、保管在庫品を市に返還するとともに、実施要領に従い手数料を精算しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

平成21年10月1日 改正

平成22年4月1日 改正

平成26年4月1日 改正

令和元年10月1日 改正